



警察庁における交通安全対策について

令和6年4月5日
警察庁交通局

通学路対策の進捗状況

合同点検実施状況

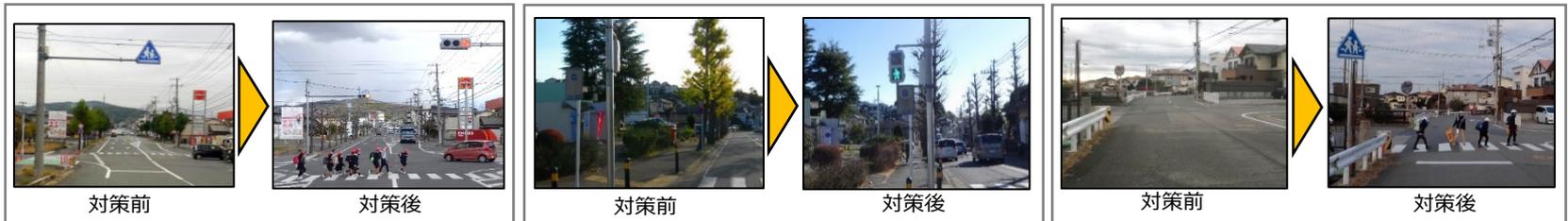
- 7万2,568か所の対策必要箇所のうち、警察による対策箇所は1万6,358か所。(令和5年12月末時点)
- 令和6年度以降に対策を実施する予定箇所については、「暫定的な安全対策」を実施。

警察による対策必要箇所 16,358	対策済	暫定的な安全対策を含む対策済	令和6年1月以降実施
	16,233(99.2%)	16,251(99.3%)	125(0.8%)

対策内容	対策総数	対策済数		割合
		対策済	暫定的な安全対策を含む	
信号機の設置・改良等	1,719	対策済	1,558	90.6%
		暫定的な安全対策を含む	1,559	90.7%
横断歩道の設置・移設・更新等	8,243	対策済	8,187	99.3%
		暫定的な安全対策を含む	8,201	99.5%
交通規制の実施	605	対策済	587	97.0%
		暫定的な安全対策を含む	594	98.2%
道路標識・道路標示等の更新・高輝度化等	9,568	対策済	9,508	99.4%
		暫定的な安全対策を含む	9,531	99.6%

- ※ 1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所(全体数)と一致しない。
- ※ 「暫定的な安全対策」とは、当初想定された対策の完了までに一定の期間を要する箇所について、暫定的に講ずる対策のことをいう。
- ※ 令和6年能登半島地震の影響で集計作業が困難であった石川県、富山県及び新潟県を除く。
- ※ その他、対策内容として交通指導取締り、交通安全教育がある。

対策実施内容(例)



【信号機の設置】

【信号機の改良（歩行者用灯器の増灯）】

【横断歩道の設置】

警察による通学路の今後の取組

すべてのこどもが安全に通行できるよう、以下のとおり通学路における交通安全対策を強化する。

歩車分離式信号の整備

整備指針を見直し、事故情勢等を踏まえ、通学路における歩車分離式信号の導入を一層推進する。



交通安全施設等の整備・ゾーン30プラスの整備

横断歩道をはじめとした道路標識・標示の更新・補修、信号機のLED化、ゾーン30プラスの整備等の取組を継続していく。



【道路標識の更新】



【道路標示の補修】



【信号機のLED化】



電球式



LED式



【ゾーン30プラス】

可搬式速度違反自動取締装置の整備

通学路等における効果的・合理的な取締りに活用するため、可搬式速度違反自動取締装置の整備を推進し、令和9年度末までに全国で200台を整備するよう取組を継続していく。



- 小型で持ち運びが可能
- 省スペースで使用可能
- 少人数での使用が可能

【整備状況】
令和5年度末 全国に149台



幅員が狭い道路でも活用できる「可搬式速度違反自動取締装置」を活用して、効果的な速度違反取締りを行い、速度規制の実効性を確保。